

◆償却資産申告の対象となるもの(例)

業種別	償却資産対象
共 通	受変電設備、外構工事(駐車場舗装、門、塀、緑化施設など)、看板等広告設備、パソコン、コピー機、応接セット、ルームエアコン、駐車場設備 など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、大型特殊自動車 など
飲 食・小 売 業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、商品陳列棚、レジスター など
医 科・歯 科 業	各種医療用機器(レントゲン設備、手術機器、歯科診療ユニットなど)、ベッド など
農 業	農業用機械類、ビニールハウス など
太陽光発電事業	太陽光発電設備(屋根材一体型ソーラーパネルを除く)、フェンス など
理 容・美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、スチーマー、ドライヤー、消毒殺菌機 など
製 造 業	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、溶接機、業務用配線配管設備 など
不 動 産 賃 貸 業	機械式駐車設備、自転車置き場、フェンス、ルームエアコン、花壇・緑化施設、太陽光発電設備(屋根材一体型ソーラーパネルを除く) など

種類別	償却資産対象
1 構築物	受変電設備、外構工事(駐車場舗装、門、塀、緑化施設など)、看板等広告設備 など
2 機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、機械式駐車設備、太陽光発電設備、ブルドーザー・パワーショベルなど建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0」「00~09及び000~099」の車両) など
3 船舶	貨物船、遊覧船、ボート、漁船 など
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
5 車両及び運搬具 (※)	フォークリフトなどの大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「9」「90~99及び900~999」の車両)、農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車 など
6 工具、器具 及び備品	パソコン、コピー機、応接セット、ルームエアコン、テレビ、レジスター など

※ 自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車・トラックなどは除く